

6月は「環境月間」です

地球環境を守るために

できることから始めましょう

毎年6月5日は環境の日です。これは、1972年6月にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。
日本でも、平成3年度から6月の1カ月間を「環境月間」とし、全国でさまざまな行事が行われています。これを機会に、改めて環境について考え、私たちが暮らしている環境を守るため、一人一人ができることから始めてみませんか。

地球温暖化防止のためにできること

《昨年度連載「今から始めよう！エコ生活」から一部抜粋》
皆さんがいつも利用している自動車や家電製品。使い方によつと工夫をすることで、家庭からの温室効果ガスの排出量を減らすことができます。

●環境に優しい交通手段を考えましょう。

週2日、往復8kmの自動車の運転を止めると、年間で約184kgの二酸化炭素の削減ができます。

【約9200円分のガソリン代の節約】

●エアコン使用を減らしましょう。

緑のカーテンなどの工夫により、室温の上昇を抑え、冷房の温度を1度上げると、年間で約6kgの二酸化炭素の削減ができます。

※ヘチマやゴーヤなどのつる性の植物をネットなどにはわせ、窓を覆う天然のカーテン



【約380円分の電気代の節約】

ご存知ですか？ 「地球にやさしい 環境整備事業補助金」

自然エネルギー利用の促進、温室効果ガス排出量低減のため、次に挙げるような地球にやさしい環境整備に対して補助金を交付します。

- 住宅用太陽光発電設備の導入に係る経費の一部
- 電気自動車の購入に係る経費の一部
- 電動アシスト自転車の購入に係る経費の一部

*補助金の交付には条件があります。購入の前に詳細についてお問い合わせください。

快適な環境づくりのための 市民活動を支援します

「快適環境づくり補助金」は、本市の快適な環境づくり活動に取り組んでいる市民団体を支援するための補助金です。例えば、

- 道路沿いの人の目に付く場所に花を植えたり、フラワーポットを置く。
- 環境保全の意識の向上のための勉強会を開く。

などの活動が対象となります。このほかにも色々な事業が考えられますが、補助を受ける際は、事業の実施前に内容などについてご相談ください。

環境家計簿をつけてみませんか。

環境家計簿とは、電気・ガス・水道・灯油・ガソリンなどの家庭で使用することにより排出される二酸化炭素の量を計算するものです。日常生活を振り返って、自分の家庭が地球に優しい暮らしをしているのか、チェックしてみよう。

項目	二酸化炭素 排出係数 ⑧	〇〇月	
		使用量 ①	使用金額
電気(kWh)	0.56	kWh	円
都市ガス(m ³)	2.1	m ³	円
LPガス(m ³)	6.5	m ³	円
灯油(L)	2.5	L	円
ガソリン(L)	2.3	L	円
軽油(L)	2.6	L	円
水道(m ³)	0.36	m ³	円
計		kg	円

電気・ガス・水道などの使用量は、メーター・検針票・請求書などで調べてください。
※川内地域の水道で、2カ月ごとに検針の場合は、半分に割って記入します。

二酸化炭素排出量は、次の式で計算します。
使用量① × 二酸化炭素排出係数⑧

使用金額は、その月の使用量に該当する金額を記入してください。

*環境家計簿は、市ホームページからダウンロードするか、本庁環境課までお問い合わせください。

ごみについて 考えてみましょう

私たちの日々の暮らしの中から必ず出るごみ。ごみは誰かが処理をしなければなりません。ごみの処理には多くの経費を使っています。家庭からごみの減量に取り組みましょう。

●本市のごみの量は？

(単位：トン)

	平成19年	平成20年	平成21年
資源ごみ	4,187	3,784	3,622
粗大ごみ	1,011	1,085	1,135
燃やせないごみ	1,380	1,071	1,057
燃やせるごみ	24,612	24,539	24,404
合計	31,190	30,479	30,218



総体ではわずかながら減少していますが、「資源ごみ」の量が大きく落ち込み、それ以外のごみの量はほぼ横ばいが続いています。

ごみの量を大きく減らすためには、全体の約8割を占める「燃やせるごみ」の量を減らすことが必要になります。

●家庭で「燃やせるごみ」の減量化に取り組みましょう!!



- ①使い捨て容器や使い捨て商品の使用抑制
物をできるだけ大事に使いましょう。また、詰め替え商品を利用することで、ごみの量を減らすことができます。
- ②「資源ごみ」としての排出の徹底
特に、紙類(古封筒や新聞紙、チラシなど)は、「資源ごみ」として出しましょう。

- ③生ごみの水切りの徹底
生ごみは水切りをするだけで、重量が大きく減少します。
- ④生ごみの自家処理(堆肥化)の推進
市では生ごみ処理機器を活用し、生ごみを堆肥化することを推奨しています。

●生ごみ処理機器購入補助金

区分	補助内容
対象者	本市に住所を有する者
補助対象	生ごみ処理機器(家庭で発生した生ごみ、雑草などを処理し、堆肥などを生成する容器・機器) *家庭用のものに限りです。
補助金額	購入経費の1/2(100円未満は切捨て) *補助金額は2万円を限度とします。
申請方法	生ごみ処理機器を設置した日(購入日)の翌月から3カ月以内に、次の書類を持参して本庁または支所で申請を行ってください。 ①領収証 *お店の方に申請者のフルネームと品名(生ごみ処理機など)を必ず記入してもらってください。 ②印鑑(スタンプ印を除く) ③補助金振込先口座の通帳の写しなど *申請時に、市税の完納証明書(または未納がない旨の証明書)の取得が必要になります。(無料)

●ごみの焼却はできません

ごみの焼却は、原則禁止です。たき火などは一部例外として認められておりますが、プラスチックなどは全く燃やせません。

農作業に伴う雑草の焼却などについても、市役所本庁林務水産課(支所は産業建設課)ならびに消防署への届出が必要な場合があります。

ごみの焼却は近隣の方々の生活に影響を及ぼします。プラスチックなどを燃やしていた場合は、警察などの関係機関と連携し厳正に対処します。たき火などについても、周辺の方から苦情が寄せられた場合は、市役所から指導を行います。

●ルールを守って!!

「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」は収集日当日の朝の決められた時間までに収集所に出しましょう。



【問合せ】=本庁環境課廃棄物対策グループ ☎(23)5111(内線2731)および各支所市民生活課